

㈱材光工務店大清水改良土センター 利用申込書

平成 年 月 日

㈱材光工務店大清水改良土センター 御中

滋賀県米原市大清水 3 9 1 番地
TEL 0749-58-8053 FAX 0749-58-8054

会 社 名

住 所

電 話 番 号

代 表 者

工 事 責 任 者

携 帯 電 話

現 場 事 務 所

_____ (印)
_____ (印)

㈱材光工務店大清水改良土センターの利用を次の通り申し込みます。

工 事 名		
工 事 場 所		
建設発生土	搬入量	(m ³ ・ t)
	搬入期間	～
	不純物混入の有無	無 (路盤材・砂利・石等の混入は可) 有 (搬入前に事前協議をしてください)
土質改良土	搬出量	(m ³ ・ t)
	搬出期間	～

※以下のような建設発生土の受入れは出来ません。

・含水比の高いもの ・産業廃棄物及びゴミの混入した物 ・土壌汚染の恐れのあるもの
その他詳細につきましては、別紙参照の上ご利用ください。

改良土センター 確認印

大清水改良土センターご利用について

建設発生土受入基準

- 搬入前の事前申込み、及び事前協議が完了しているもの。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物に該当しないもの。
- アスファルト塊、コンクリート塊、ゴミ類、金属類、木片、草、樹木の根及び有害物が混入していないもの。（路盤材の混入は可とします）
- セメント混合等により土質処理がされていないもの。
- 含水比の高い土が多量に含まれていないもの。（含水比の高い土とは、ダンプに山積みできない状態、又は、搬入土がq c 2以下。）
- 汚染の可能性のないもの。（土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査に準じた検定試験を実施した結果、汚染がないとの判断（基準値内）が明確な場合（証明書等による）は搬入することができる。）
- 悪臭を発していないもの。
- 事前協議事項の内容と適合しているもの。

※その他 工場敷地等より搬入される建設発生土については排出者により土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査に準じた検定試験を実施した結果、汚染がないとの判断（基準値内）が明確な場合（証明書等による）は搬入することができる。

受入拒否（次に掲げる場合は、受入をお断りする場合があります）

- ・ 搬入前の事前申込み及び事前協議が完了していないもの。
- ・ 事前申込み及び事前協議に虚偽、不正があったとき。
- ・ 受入基準に適合しないと判断されたとき。
- ・ 関係法令を遵守しないとき。
- ・ その他、係員の指示に従わないとき、又は管理事務所及びストックヤードの維持管理上支障があると認められたとき。

注意事項

- 👉 安全遵守をお願いします。
- 👉 当改良土プラント前面道路は、子供の通学路となっておりますので、十分注意してください。
- 👉 場内での車両制限速度は20km/h以下とします。
- 👉 出入り口付近では必ず一旦停止をし、安全を確認した後に通行すること。
- 👉 無駄な空ふかし等はしないこと。
- 👉 道路での駐車はしないこと。
- 👉 施設の作業員の指示に従うこと。